
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **本日の審議の概要**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）及び第 477 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 13 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発のステップ 1 として、IFRS 基準（ECL モデル）と米国会計基準（CECL モデル）のどちらを開発の基礎にするかについてご審議を頂き、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていくことに概ねご了承を頂いた。
3. 前項を踏まえ、第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）及び第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）（以下「前回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後のステップ 2 及びステップ 4 における基準の開発をそれぞれ行うことについて示した。

（ステップ 2）

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

（ステップ 4）

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

4. また、前回企業会計基準委員会等ではステップ 2 での検討の方向性については次の 2 点の考え方を示したうえで、取り上げることが考えられる論点として 7 つの論点を示すとともに、追加で検討すべき論点についてご意見を頂いた¹。なお、これらの論点については、別紙で示している。

¹ ステップ 4 では、検討すべき論点について改めて抽出するとともに、実務に与える影響をより詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうかの観点から検討を進めることとしている。

- (1) IFRS 第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定め
の明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。
- (2) IFRS 第9号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表に
おいて日本基準を適用した場合でも IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基
本的に修正が不要となることを前提とする。

本日の審議事項

5. 本日は、次の事項についてご審議を頂きたい。
 - ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理（審議事
項(2)-2）
 - 債務不履行（デフォルト）の定義（審議事項(2)-3）
6. なお、第478回企業会計基準委員会（2022年4月26日開催）でお示したステッ
プ2で議論する論点に関する検討状況について、別紙でお示ししている。
7. また、本日ご審議をお願いする論点に関して第180回金融商品専門委員会（2022年
5月9日開催）で聞かれた意見については、審議事項(2)-4でお示ししている。

以 上

別紙

ステップ2で取り上げる論点として第478回企業会計基準委員会で示した論点及び審議の結果追加した論点は次の表のとおりであり、審議の状況に応じて次のとおりハイライトしている。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて随時追加及び見直しを予定している。

- (1) 専門委員会及び企業会計基準委員会で検討が終了した項目 グレー
- (2) 専門委員会及び企業会計基準委員会で検討の途上である項目 グリーン
- (3) 本日審議する予定の項目 オレンジ

項番	論点
1	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
2	将来予測情報の考慮
3	複数シナリオに基づく結果の確率加重
4	貨幣の時間価値の考慮
5	債務不履行（デフォルト）の定義
6	信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッドの調整
7	信用リスクを見積る期間
8	監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮
9	米国会計基準の不良債権のリストラクチャリングの会計処理に関する検討
10	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

以上